

森林、農地及び都市緑地の保全並びに整備による
温室効果ガスの吸収量の算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する本市の区域内における森林、農地及び都市緑地の保全並びに整備による温室効果ガスの吸収量の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、京都市地球温暖化対策条例及び規則で使用する用語の例による。

- (1) 育成林 森林を適切な状態に保つために、京都市森林整備計画に基づき、平成2年以降に森林施業（更新（地ごしらえ、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈及び除伐）、間伐及び主伐）が行われている森林
- (2) 天然生林 法令等に基づく伐採、転用規制等の保護及び保全措置が講じられている森林
- (3) 平均吸収量 育成林又は天然生林における平均的な温室効果ガスの吸収量として京都議定書目標達成計画において用いられる数値を、1ヘクタール当たりの二酸化炭素の量に換算した数値
- (4) 炭素蓄積量 森林全体の炭素蓄積変化を推計した数値
- (5) 環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
- (6) 慣行農業 生産過程において、化学合成農薬や化学肥料を使用する従来型の農業（ただし、(5)に該当するものを除く。）
- (7) 都市緑地 都市公園、道路緑地、河川及び砂防緑地、並びに下水道処理施設における外構緑地

(算定方法)

第3条 本市の区域内における森林、農地及び都市緑地の保全並びに整備による1年間の温室効果ガスの吸収量は、別表により算定する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日策定）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改定）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

森林に係る算式	本市の区域内における森林の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量＝A＋B＋C A 育成林における温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における育成林の面積×育成林の平均吸収量 B 天然生林における温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における天然生林の面積×天然生林の平均吸収量 C 森林全体（育成林，将来育成林になる見込みの森林及び天然生林を除く）の炭素蓄積量
森林に係る算式に用いる数値	育成林の平均吸収量 4.95 t－CO₂/ha 天然生林の平均吸収量 1.54 t－CO₂/ha 炭素蓄積量 115,267 t－CO₂
農地に係る算式	本市の区域内における農地の保全による温室効果ガスの吸収量＝D＋E D 環境保全型農業による温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における環境保全型農業を行う農地面積×環境保全型農業の単位面積当たりの温室効果ガス吸収量 E 慣行農業による温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における慣行農業を行う農地面積×慣行農業の単位面積当たりの温室効果ガス吸収量
農地に係る算式に用いる数値	環境保全型農業の単位面積当たりの温室効果ガス吸収量 有機農業 0.93 t－CO₂/ha カバークロップ 1.77 t－CO₂/ha 堆肥の施用 2.26 t－CO₂/ha 炭の投入 0.80 t－CO₂/ha 慣行農業による単位面積当たりの温室効果ガス吸収量 田 0.1 t－CO₂/ha 畑 0.5 t－CO₂/ha 樹園地 2.5 t－CO₂/ha 茶 4.5 t－CO₂/ha

都市緑地に 係る算式	本市の区域内における都市緑地の保全及び整備による温室効果ガスの吸収量＝F＋G＋H＋I F 都市公園における温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における都市公園整備に伴う緑地の保全管理実施面積×都市公園の単位面積当たりの吸収量 G 道路緑化による温室効果ガスの吸収量＝本市の区域内における街路樹（高木及び低木）の本数×街路樹（高木及び低木）の個体当たりの吸収量 H 河川及び砂防緑地における温室効果ガスの吸収量＝本市都市計画に定める河川及び砂防緑地の面積×河川及び砂防緑地の単位面積当たりの吸収量 I 下水道処理施設の外構緑地における温室効果ガス吸収量＝下水道処理施設の敷地内における樹木の本数（高木及び低木）×街路樹（高木及び低木）の個体当たりの吸収量
都市緑地に 係る算式に 用いる数値	都市公園の面積 都市公園整備に伴う緑地の保全管理実施面積 都市公園の単位面積当たりの吸収量 8. 5 5 8 t-CO₂/ha 街路樹（高木）の個体当たりの吸収量 0. 0 3 9 6 -CO₂/本 街路樹（低木）の個体面積当たりの吸収量 0. 0 0 2 t-CO₂/本 河川及び砂防緑地の単位面積当たりの吸収量 1 3. 0 5 3 t-CO₂/ha